

高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る防疫措置の 完了について

本日、三豊市の養鶏場で12月11日(日)に発生した高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る防疫措置が完了(※)しましたので、以下のとおり、お知らせします。

1 三豊市の発生養鶏場（4例目）

(1) 養鶏場の概要

所在地：三豊市

飼養状況：83,026羽（速報値）

〔処分羽数を精査した結果、プレスリリース No. 39（83,023羽）から変更〕

(2) 防疫措置の完了日

12月15日(木)

※防疫措置の完了とは、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、と殺、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料、糞等）の処理、家きん舎等の消毒（1回目）がすべて完了したことを言います。

2 今後の予定

今後、4例目の移動制限区域内で新たな発生がなければ、防疫措置が完了した12月15日(木)から10日が経過する12月26日(月)から清浄性確認検査及び養鶏場の消毒を実施し、陰性が確認されると、12月31日(土)午前0時（12月30日(金)24時）をもって、搬出制限区域を解除する見込みです。

さらに、防疫措置完了から21日が経過する1月6日(金)午前0時（1月5日(木)24時）をもって、移動制限区域を解除するとともに、消毒ポイントを廃止する見込みです。

3 その他

- (1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。